

委員会提出議案第2号

平成29年度地方交付税の総額確保等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年12月16日 提出

提出者 総務委員会

委員長 田中博晃

平成 29 年度地方交付税の総額確保等を求める意見書

政府は、急速な少子高齢化、人口減少への対応、東京圏への過度の人口集中の是正など、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法を制定し、以降5カ年の目標や施策の基本的方向、施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方の創生に総合的に取り組まれています。

それら取り組みと一体となり、本市では現在、人口減少問題を主要課題と設定し、「人や企業に選ばれるまち」、「持続可能なまち」を目指すとともに、地域の活性化を踏まえた、まち・ひと・しごとの好循環の実現を目指した各種施策を展開しているところです。

しかしながら、このように高効率な歳出改革を進めてもなお、地方財政の状況は依然として厳しく、アベノミクスの取り組みによる成果は、地方ではまだまだ実感するには至っていません。

更に、平成 29 年度の国の予算編成に関しては、総務省の概算要求における地方交付税総額が地方公共団体への交付額ベースで前年度比マイナス 7,414 億円と 4.4%減額しているにもかかわらず、財政制度等審議会の予算編成等に関する建議において、地方財政計画の歳出額および地方交付税額の抑制につながる内容が求められています。

このように、地方財政の縮減が実施されれば、地方創生地方分権施策の展開、さらには市民への行政サービスに深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

よって、国において、平成 29 年度の予算、地方財政計画の検討にあたって、下記事項にかかる措置を講ぜられますよう要望します。

記

1. 地方交付税については、地方財源の不均衡の是正、一定水準の保障といった機能が適切に発揮されるよう、その総額を確保すること。また、慢性的な巨額財源不足に鑑み、地方交付税法の規定に基づく法定率の引き上げ等の抜本的な見直しを行うこと。

2. 一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、平成 30 年度までにおいて、地方の安定的な財政運営のため、前年度を上回る額を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣